

## **第3章 まちづくり基本方針**

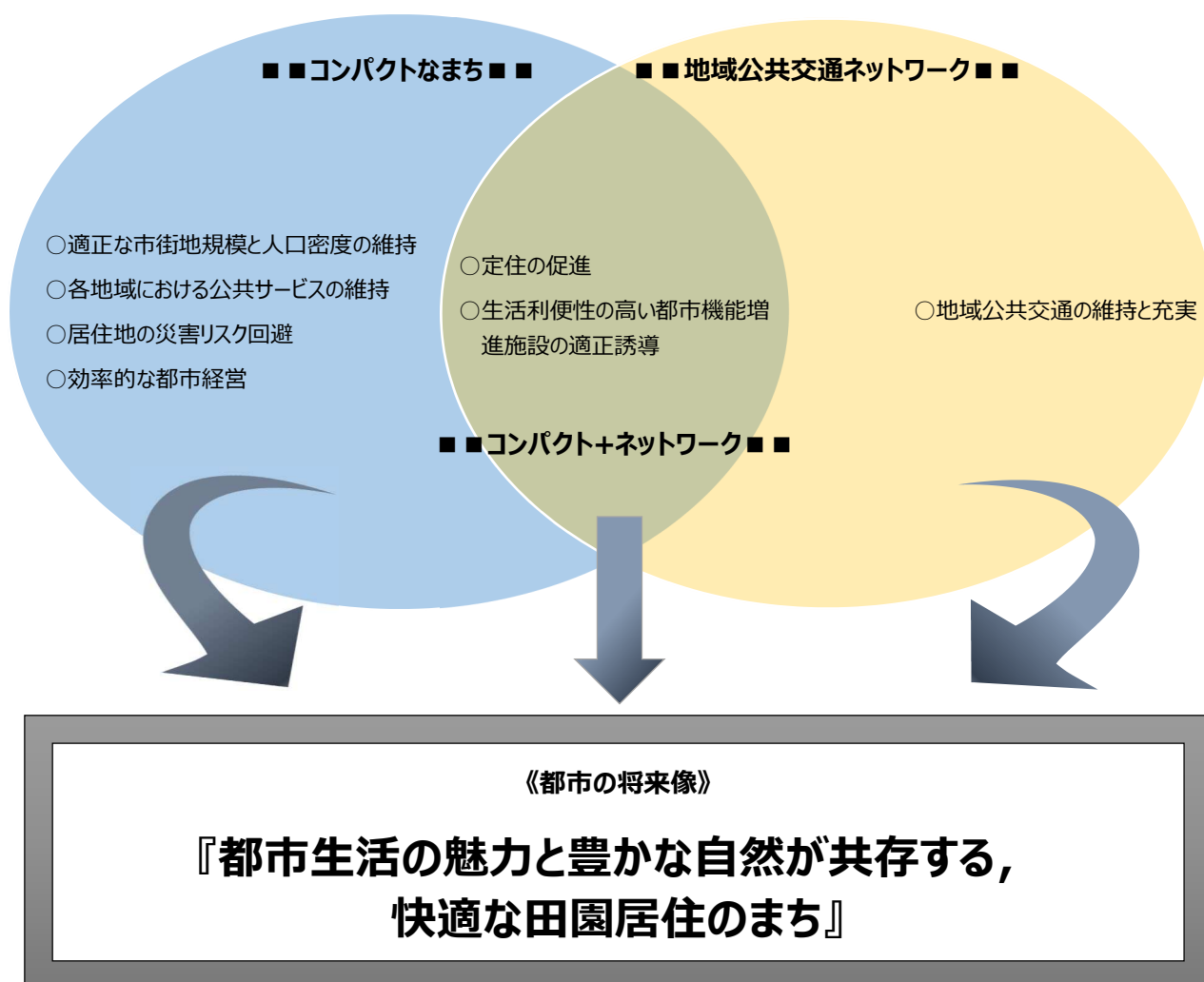
- 1. 都市の将来像とまちづくりの基本方針**
- 2. 都市の骨格構造**

# 1. 都市の将来像とまちづくりの基本方針

## 1-1 都市の将来像

- 本村は、JR東海駅を中心に集約された住宅市街地を形成している市街化区域と、農地や自然に囲まれた住宅市街地を形成している市街化調整区域に区分されています。
- また、全国的な問題である人口減少・少子高齢化は、将来、本村においても進行すると予測されています。
- このような現状や課題を踏まえ、将来において住民がいつまでも快適に暮らせるよう、また、周辺市町村からは本村への居住が望まれるよう、豊かな自然を活かした居住環境の形成を目指し、都市の将来像を『都市生活の魅力と豊かな自然が共存する、快適な田園居住のまち』と定めます。

### 【今後のまちづくり実現のための取組み】



## 1-2 まちづくりの基本方針

○本村が目指す都市の将来像の実現に向け、高齢者や障がい者の方も快適に暮らせる環境の形成や、子育て世代を中心とした若年層の定住促進など、誰もが暮らしやすい生活環境の実現を図るための基本方針を以下のとおり定めます。

### 基本方針 1. 豊かで快適な生活に必要な都市機能の拠点形成

- 本村に住みたいと思わせる魅力的な市街地を形成するため、本村の都市拠点である J R 東海駅周辺に都市機能を集積し、にぎわいの創出や生活利便性・駅利用環境の向上を図ります
- 高齢者などが健康で楽しみをもって快適に暮らすため、医療や福祉、介護など既存の都市機能を活用するとともに、運動型の健康増進施設等、必要な都市機能の集積を図ります
- 安心で豊かな子育て環境を形成するため、子育て支援や世代間を超えた住民の交流促進に必要な都市機能の集積を図ります

### 基本方針 2. 誰もが生活しやすい居住環境の確保

- 都市基盤が整備され、利便性が高く安全な居住環境の維持・形成の実現に向け、居住誘導や定住促進に取り組み、適正な人口密度や地域公共交通の維持、効率的な都市経営の実現を図ります
- 豊かな農地や自然環境を保全していくとともに、住宅市街地と自然環境が共生する田園居住環境を活かしたゆとりある生活環境を提供していきます
- 市街化調整区域に整備された住宅地や集落居住地における交流促進、コミュニティ形成などに必要となる都市機能を維持していきます

### 基本方針 3. 持続可能な地域公共交通の構築

- 子どもから高齢者まで、すべての住民の快適な移動手段の確保に向け、効率性や利便性の高い、持続可能な地域公共交通を構築します
- 将来における交通システムの向上や公共交通施策の動向等を踏まえ、MaaS<sup>※</sup>などの新たなサービスや、第3の公共交通システムの導入について検討します
- J R 東海駅の利便性向上による地域公共交通のさらなる利用促進を図り、過度に自家用車に依存しないまちづくりを進めていきます

※MaaS (Mobility as a Service)

地域住民や旅行者それぞれのトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の地域公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括して行うサービス

## 2. 都市の骨格構造

### 2-1 目指すべき都市の骨格構造

都市拠点	■ JR東海駅周辺を都市拠点として位置づけ、日常生活に必要な都市機能を集約し、効率的な生活サービスの提供を図ります
居住誘導ゾーン	■ 市街化区域内に居住を誘導するゾーンを定め、住民が暮らしやすい居住地の維持・形成を図ります
地域公共交通ネットワーク	■ 住民が都市拠点へ容易にアクセスできる環境を確保するために、路線バスやデマンドタクシーなど、地域公共交通の維持・充実を図ります

【都市の骨格構造】



※図中の矢印は、「都市拠点」と「各地域の住宅や主要施設等」を地域公共交通でネットワークするイメージを表現したものです

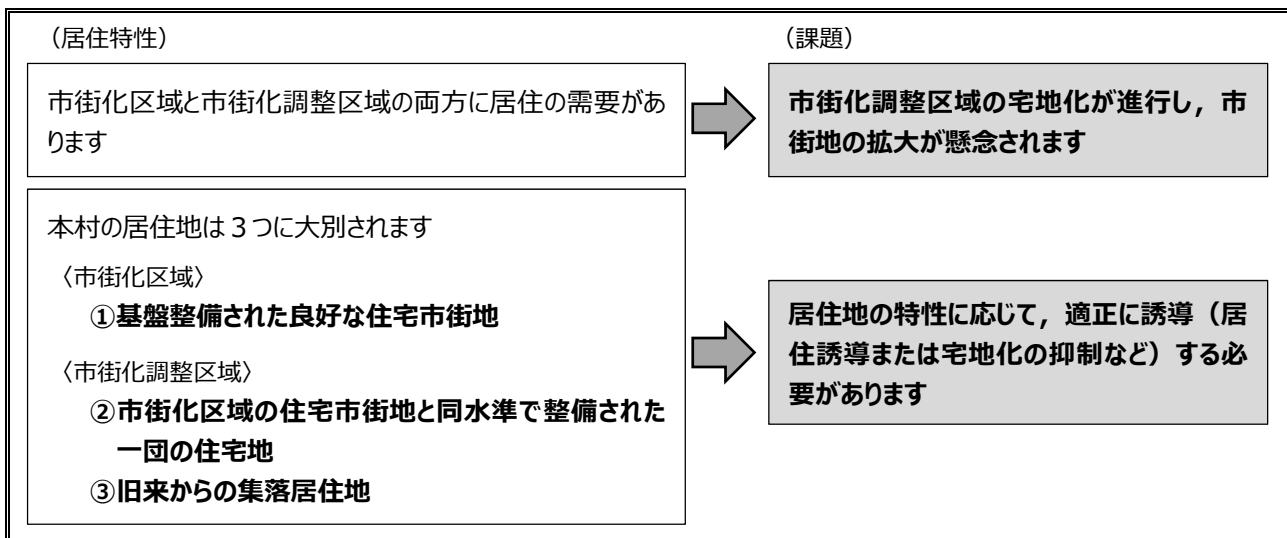
※行政サービス拠点のうち、市街化調整区域に立地している施設は、誘導施設の検討から除外されます

## 2-2 土地利用区分ごとの居住のあり方

○本村の居住地や土地利用の特性，課題を踏まえ，土地利用区分ごとに居住のあり方を整理します。

○本村には本計画の対象外である市街化調整区域の既存集落や既存団地に多くの住民が住んでおり，本村全域における生活環境の維持・向上を図ることは重要であるため，本村全域を対象とし，本計画を補完する施策について別途検討していきます。

### 【本村の居住特性と課題】



### 【土地利用区分ごとの居住のあり方】

土地利用区分	居住のあり方
<b>市街化区域</b>	
<b>良好な住宅市街地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基盤整備された住宅市街地や J R 東海駅周辺の生活利便性の高さを活かし，市街化区域（住居系・商業系用途地域）のほぼ全域に居住を誘導します</li> <li>■ 空き家などの既存ストックを活かし，将来においても現状の人口・世帯規模を保持します</li> <li>■ 災害危険性が高い区域等については，居住の抑制を図ります</li> </ul>
<b>市街化調整区域</b> (※市街化調整区域内には居住誘導区域を設定することはできません)	
<b>一団の住宅地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基盤整備された一団の住宅地を保全します</li> <li>■ 空き家などの既存ストックを活かし，将来においても現状の人口・世帯規模を保持します</li> </ul>
<b>集落居住地</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既存の集落の居住や地域コミュニティを維持しつつ，周辺の自然環境を保全します</li> <li>■ 集合住宅など，地域コミュニティの維持や醸成につながりにくい建築物の増加を抑制します</li> </ul>